

お取引先のみなさまへ

競争的研究費等の不正使用防止に向けた
取り組みに関するご協力をお願い

関東学院大学研究推進課

2022年7月更新

はじめに

関東学院大学では、文部科学省のガイドライン改正(※)を受け、競争的研究費等の不正使用防止に向けた体制整備を行いました。つきましては、これ以降の説明のとおり、ご協力をお願い申し上げます。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

不正防止のための取引業者への対応について

- ・ 不正な取引に関与した業者に対しては、学校法人関東学院資産調達規程第7条に基づき、取引停止等の措置を講じます。
- ・ 競争的研究費等の不正な使用を防止するため、一定の取引実績(※)を有する取引業者に対して、所定の誓約書の提出を依頼します。

※ 原則として、競争的研究費等に係る本学との単年度内の取引が50万円以上、または10回以上(=本学からの振込回数)の場合

物品等の発注について

本学では、競争的研究費等による物品等の発注については、以下のとおり取り扱います。

- ① 1個、1組又は1件の発注金額が20万円未満の場合：
⇒研究者自身による発注
- ② 1個、1組又は1件の発注金額が20万円以上の場合：
⇒事務局による発注

研究者自身から直接②に該当する物品等の発注があり、その資金源が競争的研究費である場合には、関東学院大学研究推進課までご連絡ください。

納品検収について

競争的研究費等において購入した物品等は事務担当者による納品検収を行います。研究者より検収担当部署への納品希望があった場合には、ご対応のほどお願いいたします。

【検収担当部署】

国際文化学部、社会学部 ⇒ 学部庶務課(金沢文庫キャンパス)

経済学部、経営学部 ⇒ 学部庶務課(経済学部)

法学部 ⇒ 学部庶務課(法学部)

理工学部、建築・環境学部 ⇒ 学部庶務課(理工学部、建築・環境学部)

人間共生学部、教育学部、栄養学部、看護学部

⇒ 学部庶務課(人間共生学部、教育学部、栄養学部、看護学部)

通報・相談窓口について

研究活動における不正行為、研究費の不正使用に関する
本学の通報・相談窓口は以下の通りです。
不明点などがございましたら、お問い合わせください。

関東学院大学 研究推進課

〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1

TEL: 045-786-2464 / FAX: 045-786-2932

kenkyu@kanto-gakuin.ac.jp